

議案第 29 号

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて

宇治市立学校設置に関する条例の一部を、次のとおり改正するも  
のとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例  
宇治市立学校設置に関する条例（昭和39年宇治市条例第5号）  
の一部を次のように改正する。

別表中

「

宇治市伊勢田町遊田69番地	宇治市立西小倉小学校
宇治市小倉町堀池72番地	宇治市立北小倉小学校
宇治市小倉町南浦40番地の1	宇治市立南小倉小学校

」

を

「

宇治市伊勢田町遊田7番地の1	宇治市立にしおぐら小学校
----------------	--------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

宇治市立西小倉小学校、北小倉小学校及び南小倉小学校の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。